

被疑者・被告人となった高齢者・障害者等の刑事手続き過程の入口段階での支援についての研究 ～検察庁社会福祉士の役割とソーシャルワークの展開～

○田中洋子（広島女学院大学非常勤講師・広島地方検察庁社会福祉アドバイザー）

広島県社会福祉士会（3150）

I. 研究目的

本研究の目的は、刑事手続き過程の「入口支援」を担う検察庁社会福祉士の役割とソーシャルワークの展開内容を明らかにすることにある。検察庁社会福祉士は、支援対象者（以下対象者と称す）が被疑者・被告人の段階から、検事からの相談を受けて、不起訴、罰金刑、執行猶予等となり矯正施設に収容されずに、地域に帰るとき地域の中で安定した生活が送れるよう、医療・福祉等の制度・施策に結びつけている。そのため一つの検察庁社会福祉士の実践を通してその方向性を提案する。

II. 研究方法

研究方法は、①文献研究による関係概念の整理、②支援実践の手順と方法、③実践事例の記述分析を行った。その内容は、対象者の実践記録の事例検討、司法福祉領域の特性、そして個別支援に留まらず新しい社会資源開発というソーシャルワーク実践の抽出である。

III. 倫理的配慮

事例データの管理は十分な秘密保持を行い、「公益社団法人日本社会福祉士会会員が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」（2010）に基づき、事例内容についてはその本質や分析の焦点が損なわれず、かつ、個人を特定できないように留意して改変した。

IV. 結果

1. 価値は、社会正義、人権尊重（IASSW・IFSW 2014）に依拠し、知識は社会福祉に加えて、司法領域の刑事手続き過程に関する法制度および犯罪、矯正の知識が必要であり、司法福祉領域で支援する障害者・高齢者等の状況は、法務サイドと厚生労働サイドの連携不足、福祉サービスの立ち遅れにより、「支援の網（セーフティネット）から漏れ、法の狭間に落込んだ存在」（田島 2009）という認識が重要である。更に、「社会福祉支援技術は、利用者の自立生活を目指して、ストレングス、エンパワメントの視点を持って、一連の支援過程を利用者と社会福祉士との協働作業で行い、支援対象はミクロレベルの個人、メゾレベルの家族・地域社会、マクロレベルの国・地方自治体の社会福祉政策」（岡崎 2018）であり、地域社会を基盤にした個別支援と、それを可能にする関係機関・団体との連携・協働体制の構築並びに社会資源開発であり、個人の「更生支援計画」はとりもなおさず福祉の「個別支援計画」という認識が必要である。

2. 支援実践

(1) 被疑者・被告人段階の支援（入口支援）の多様な取り組み

- 1) ミクロレベル ⇨ 個別事件における福祉的支援に関する相談対応（助言・調整）活動
- 2) メゾレベル ⇨ 職員に対する周知・関係機関との連携（研修・広報）活動
- 3) マクロレベル ⇨ 広報・啓発・講演活動、制度・施策（再犯防止推進計画等）への提言

(2) 相談から支援の流れ ～関係機関との連携～

1) 相談 ⇨ 検察官から本人の地域生活について相談を受ける。2) 同意書 ⇨ 本人から福祉的支援を受けることの同意書をとる。3) 面接 ⇨ 本人と面接して本人の希望を聞き、必要な社会資源をすりあわせる。4) 関係機関と相談・調整 ⇨ 関係機関に相談して受入調整をする。5) 更生支援計画 ⇨ 本人の希望と自己決定を中心とした更生支援計画（個別支援計画）を立てるが、完成したもの

はできない。むしろ短期目標までの「つなぎ支援」という考え方である。6)助言 ⇨検察官に本人の地域生活の方針を伝える。社会福祉士は司法判断には一切関与しない。必要なら弁護人にも伝える。7) ケア会議 ⇨関係機関や地域のキーパーソンを中心としたケア会議を開催してもらい、具体的な役割分担等地域のエンパワメントを図る。8) 同行支援 ⇨関係機関と情報を共有した上で、釈放日に本人の同行等をしながら、福祉事務所、地域包括支援センター、病院等の関係機関につなぐ。9) 見守り ⇨地域の関係機関に緩やかな見守りは依頼するが「再犯防止」に関しては依頼しない。10) モニタリング ⇨基本的にはしない。

(3) 実践事例

1) 認知症高齢者 (70 代女性) : 独居 (親族不明) ⇨年金収入⇨認知症⇨金銭管理困難⇨ごみ屋敷⇨窃盗 (万引き) ⇨逮捕・勾留⇨社会福祉士相談⇨釈放後⇨地域包括支援センター・介護支援事業所・社会福祉協議会⇨ヘルパー派遣・病院通院・金銭管理⇨安定した生活

2) 知的障害者 (50 代男性) : 両親死別⇨独居 (親族無し) ⇨生活保護受給・就労収入⇨金銭管理困難⇨隣人の暴力と不当な搾取⇨窃盗 (万引き) ⇨逮捕・勾留⇨社会福祉士相談⇨釈放後隣人からの分離 (緊急シェルター入居) ⇨生活保護受給⇨法テラス弁護士・障害者基幹相談支援センター⇨成年後見申立⇨保佐人就任⇨障害者就労 B 型作業所通所⇨安定した生活

V. 考察

1. 支援実践を通して、被疑者・被告人である対象者の自己決定を尊重し、社会復帰に関与できた。
2. 被疑者・被告人である対象者の相談支援を通して、「罪に問われた人々」という属性ではなく、「一般の人々」の相談支援と同じような支援過程をたどることが分かった。
3. 支援実践を通して、これまで見過ごされてきた対象者のストレングス、エンパワメントが図られ、ミクロレベルの個人の支援から、メゾレベルの地域の支援活動を活性化させ、マクロレベルの地方自治体における再犯防止推進計画等にまで働きかけることが分かった。

VI. 結論

研究目的に照らし合せると次のことが分かった。①検察庁社会福祉士の役割は、福祉サービスの利用に繋がっていなかった対象者を発見し、地域の中で安定してよりよく生きるための地域の社会資源への「つなぎ支援」であり、緊急救命医療のようなものである。対象者の支援ニーズに対応し、対象者と地域のエンパワメントを図り、その反射的効果として「再犯防止」がある。

②検察庁社会福祉士は、対象者の意思を尊重した短期的な更生支援計画 (福祉の個別支援計画) を立てて調整し、検察官に対象者の地域生活の方針を伝えるが、司法判断には一切関与しておらず、福祉は刑事司法とは別の固有の視点をもっており、検察官と協議しながら対等な関係で連携している。

③使用するソーシャルワーク技術は、対象者の権利擁護に立ち、対象者のストレングス、エンパワメントを図り、ミクロレベルの個人の支援からメゾレベルの司法・福祉・医療等との連携・協働体制等の社会資源を開発し、マクロレベルの地方自治体における再犯防止推進計画等にまで働きかけており、ジェネラリスト・ソーシャルワークを使っていることが分かった。

(参考文献) 日本社会福祉士会 (2015) 「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業報告書」。岡崎仁史 (2018) 「広島ホームレス支援におけるコミュニティを基盤とした個別支援と社会資源開発の社会福祉援助技術 (活動) の研究」『中四国社会福祉研究論文集』。田島良昭等 (2009) 「厚生労働科学研究 罪を犯した障がい者の地域生活に支援に関する研究 (平成 18-20 年度)」。東京 TS ネット (2017) 「更生支援計画を作る」現代人文社。